

議案第 46 号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加
及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に稲城・府中墓苑組合を新たに加入させ、及び東京都市町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、議決を求める。

平成 24 年 9 月 3 日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

（提案理由）

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に新たに加入させ、及び東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更するため、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により協議したいので、本案を提出する。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和 42 年 4 月 1 日東京都知事届出）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「法第 9 条第 6 項」を「法第 9 条の 2 第 6 項」に改める。

別表中「福生病院組合」を「福生病院組合 稲城・府中墓苑組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成24年5月1日から適用する。

東京都市町村公平委員会共同設置規約 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第11条 略 (委員の罷免等)</p> <p>第12条 代表団体の長は、<u>法第9条の2第6項</u>の規定により委員を罷免しようとするときは、議会の同意を得る前に第4条第1項の例により協議しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第13条 略</p> <p>別表</p> <p>公平委員会を共同設置する市町村及び一部事務組合</p> <p>国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村 阿伎留病院組合 東京都島嶼町村一部事務組合 瑞穂斎場組合 湖南衛生組合 西多摩衛生組合 多摩川衛生組合 東京都市町村職員退職手当組合 秋川衛生組合 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 東京都三市収益事業組合 多摩ニュータウン環境組合 <u>福生病院組合 稲城・府中墓苑組合</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成24年5月1日から適用する。</u></p>	<p>第1条から第11条 略 (委員の罷免等)</p> <p>第12条 代表団体の長は、<u>法第9条第6項</u>の規定により委員を罷免しようとするときは、議会の同意を得る前に第4条第1項の例により協議しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第13条 略</p> <p>別表</p> <p>公平委員会を共同設置する市町村及び一部事務組合</p> <p>国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村 阿伎留病院組合 東京都島嶼町村一部事務組合 瑞穂斎場組合 湖南衛生組合 西多摩衛生組合 多摩川衛生組合 東京都市町村職員退職手当組合 秋川衛生組合 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 東京都三市収益事業組合 多摩ニュータウン環境組合 <u>福生病院組合</u></p>